平成27年度

運用所間通信装置等改修
仕　様　書

第五管区海上保安本部

第一章　概要

1－1　目的及び件名	本件は、気象観測箇所の追加変更に伴い、江埼船舶通航信号所ほかで運用中である装置の改修及び試験調整を行うもので、件名を「運用所間通信装置等改修」という。
1－2　履行場所	1　江埼船舶通航信号所（有人施設） 住所：兵庫県淡路市野島江崎914－2 2　第五管区海上保安本部（有人施設） 住所：兵庫県神戸市中央区波止場町1－1
1－3　履行期限	平成28年1月29日
1－4　対象機器	1　運用所間通信装置（BWZ-10）　長野日本無線㈱製　1　台 2　テレホンサービス装置（BWZ-11）長野日本無線㈱製　2　台
1－5　作業内容	1　装置改修　1式 2　試験調整　1式
1－6　その他	契約後、次の事務所に着工予定、工程状況等の連絡を行う 【管理事務所】 1　大阪湾海上交通センター整備課 兵庫県淡路市野島江崎914－2　電話：0799－82－3068 2　第五管区海上保安本部 兵庫県神戸市中央区波止場町1－1　電話：078－391－6551

第二章　一般共通事項

2－1　一般事項

　本仕様書によるほか、次の取扱説明書等により実施する。
・労働基準法及び労働安全衛生法
・電気通信設備工事共通仕様書（最新版）
　（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室編集）
・各装置取扱説明書

2－2　改修及び試験調整

　改修及び試験調整は、全て仕様書に示された機能を完全に発揮させるように実施し、仕様書に記載のない事項でも、当然必要な事項は誠実に実施する。

2－3　監督及び検査職員

　監督及び検査職員とは、支出負担行為担当官「第五管区海上保安本部長」が任命する職員で、請負契約書に定める当庁職員をいう。

2－4　疑義に対する協議

　仕様書及び図面に疑義を生じた場合、速やかに監督職員に申し出て協議し、その指示に従う。なお、協議事項は請負者が書面にまとめ監督職員へ提出する。

2－5　再委託承諾申請書の提出

　請負者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、再委託承諾申請書（別紙様式）を提出し、承諾を得ること。
　ただし、当庁が本仕様書において指定しているもの及び軽微な業務を再委託する場合は、この限りでない。

2－6　事前提出書類

　請負者は、契約後、次の内容を記述した施工計画書を監督職員に提出し承諾を受ける。
1　改修・試験調整計画書
2　改修・試験調整手順書
3　実施工程表
4　改修員名簿及び連絡先
5　使用測定器一覧
6　その他必要事項

2－7　現場代理人等

　請負者は、当該装置及び関連システムに熟知した、十分な経験と専門知識を有する主任技術者及び現場代理人を定め、経歴書等を監督職員に提出し、監督職員の承諾を得ることとする。なお、両者は兼ねることができる。

2－8　完成図書

　改修・試験調整完了後、次に示す書類をA4ファイルに整理し、取りまとめたものを発注者に1部、管理事務所に各1部提出する。
1　装置改修概要
2　装置単体試験調整結果
3　総合試験調整結果

4　改修写真
5　設定データ
6　OJT資料
7　その他、監督職員が指示するもの

2－9　秘密の保持

1　本改修に伴い知り得た情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律を遵守して、その内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

2　本仕様書に基づく作業遂行により知り得た識別符号等について、不正アクセス行為の禁止等に関する法律を遵守し、不正アクセス行為を助長する行為を行ってはならない。

2－10　完成検査

　完成検査は、仕様書の内容を全て実施した場合に検査職員による検査を行い、合格をもって完了とする。

2－11　他改修作業との出会い等

　他の請負者によって施工される改修作業と出会いとなる場合は、監督職員の指示に従い相互において十分協議を行い、円滑な現地改修及び試験調整の実施に努める。
　なお、現地改修及び試験調整時は、既設の建物、その他を毀損しないように注意して行い、毀損した場合は、直ちに監督職員に報告すると共に、その指示に従い速やかに復旧させる。

第三章　特記仕様

3−1　共通事項

1　改修及び試験調整に際しては、監督職員と十分協議し、当庁業務に支障をきたさないように行う。
　なお、業務休止が必要となる場合は、必要最小限度とし、事前に監督職員に作業内容、業務休止時間等の資料を提出し協議を行った後に実施する。

2　改修作業の際 USB メモリ等外部電磁的記録媒体を使用する場合は、当庁機器に接続する直前に最新のパターンファイルを適用したウイルスチェックを実施し、調査直後にも同様にウイルスチェックを実施する。

3　上記2の結果は、報告書に記載する。

4　履行引渡場所への立ち入りの際は、事前に監督職員に連絡し打合せをする。

5　現地改修及び試験調整にあたっては、執務の妨げにならないように行う。

3−2　運用所間通信装置改修

1　江埼船舶通航信号所で運用中である気象データ処理装置から次の気象観測箇所のデータを収集する。
(1)　明石海峡航路中央AIS信号所
(2)　洲本沖AIS信号所

2　第五管区海上保安本部で運用中である船舶気象通報運用装置からの要求により１項で収集した観測データを配信する。

3　次の設定ファイルを作成する。なお、設定情報については、別途指示する。
(1)灯浮標局、局情報ファイル
(2)灯浮標局、ネットワーク情報ファイル
(3)灯浮標局、ファイル情報ファイル
(4)系情報ファイル
(5)局情報ファイル
(6)監視項目ファイル
(7)計測項目ファイル
(8)タイムスケジュール設定ファイル
(9)卓間通信設定ファイル

4　3項で作成したファイルを運用所間通信装置に設定する。

5　改修後、次の項目について動作確認を行うとともに、30分毎に自動収集される計測データを2回正常に更新し、装置が正常に動作することを確認する。
(1)気象データ処理装置との通信確認
(2)監視データファイル及び計測データファイルの解析処理確認
(3)監視項目、計測項目、状態変化項目画面の確認

(4)タイムスケジュール動作確認
(5)船舶気象通報運用装置との通信確認

6 作業終了後、改修対象装置について、システムリカバリーディスクを作成する。

3－3 テレホンサービス装置改修

〔江埼船舶通航信号所〕、〔第五管区海上保安本部〕
1 MPU基板のプログラムを更新する。
(1)次の気象観測箇所を追加する。
1)明石海峡航路中央AIS信号所
2)洲本沖AIS信号所
(2)追加する気象観測箇所における観測項目は、次のとおりとする。
1)明石海峡航路中央AIS信号所～風向、風速
2)洲本沖AIS信号所～風向、風速、波高
(3)追加した観測箇所に識別信号を付与し管理する。
(4)既存の放送データベースを変更する。

2 VOC 基板の音声ファイルを更新する。
(1)追加する観測箇所を録音し音声ファイルを作成する。
(2)作成した音声ファイルに識別信号を付与し管理する。
(3)作成した音声ファイルを追加する。

3 改修後、音声ファイルが追加されたことを確認するとともに、装置が正常に動作することを確認する。

4 上記の改修は、保有する予備基板にも実施する。

3－4 操作説明

履行場所の各装置を運用する職員に対して、改修内容及び操作方法等のOJTを複数回実施する。なお、必要な資料は受注者において準備する。

（別紙様式　1）

再委託（変更等）承諾申請書

平成　年　月　日

支出負担行為担当官
　第五管区海上保安本部長　殿

請負者　　住所
　　　　　氏名　　　　　　　　　　印

平成　年　月　日付け契約の「　　　　　　　　　　契約（平成　年度　　第　号）」（契約金額（税込み）　　　　　円）に関して、下記のとおり申請するので、手続き方お願いします。

記

1．再委託の（変更等）承諾を申請する相手方の名称、住所、業務及びその範囲、必要性、業務の契約（予定）金額（総計）
　　別紙「履行体制に関する書面」のとおり
2．再委託の（変更等）承諾を申請する業務の契約金額の根拠[該当する項目に○を付す]
　・業務の再委託に関し、当該業務の履行（予定）者から、入札書・見積書を徴収した結果（この場合、その「写し」を添付）
　・継続的な履行関係が存在する（この場合、その証明書（契約書、協定書）の「写し」を添付）
　・その他（　平成　年　月　日付け提出した参考見積書等のとおり。　）
3．その他特記事項

平成　年　月　日

請負者氏名
　　　　　　　　　　殿

平成　年　月　日付けで申請のあった上記については、承諾したので、その旨通知する。
なお、承諾内容等に変更等が生じる場合は、あらかじめ協議すること。
また、当該承諾内容等の履行については、次のことを承諾の条件とする。
　①請負者は、再委託の相手方に対し業務の適正な履行を求めること。
　②請負者は、再委託業務に係る契約書、請求書、領収書などの書類を提出させた場合は、適切に保管し、事後において履行の確認ができるように徹底すること。
　③請負者は、注文者（支出負担行為担当官等）からの求めに応じ、②の書類の写しを提出すること。

支出負担行為担当官
第五管区海上保安本部　○○　○○　印